

入社・退職に関する 社会保険事務講習会

メディカル ユナイト ラボ
社会保険労務士・薬剤師
八木 佑樹

本日の講習会について

- ・入社・退職に関する事務手続きのイメージを習得する
- ・事務手続き等で困ったときにどこに頼るかを学ぶ

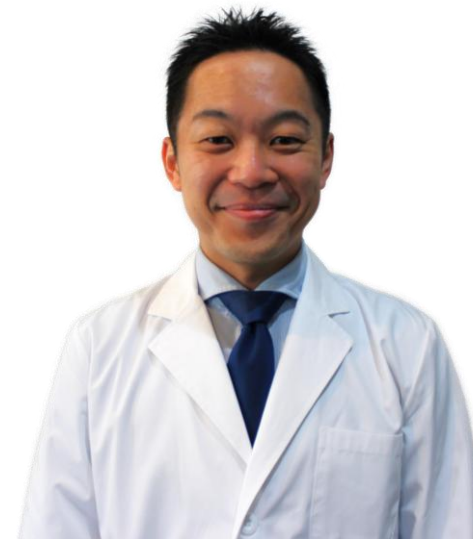
プロフィール

氏名： 八木 佑樹(やぎ ゆうき)

生年月日：1985年12月27日

出身地： 北九州市小倉南区

保有資格：社会保険労務士、薬剤師、医療労務コンサルタント、医療経営士2級



職歴

北九州市役所

Hyuga Pharamacy株式会社(調剤薬局)

アルフレッサ株式会社(医薬品・医療機器総合商社)

メディカル ユナイト ラボ設立(社会保険労務士事務所)

本日のプログラム

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

1. はじめに

2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

本日の進行について



福岡県社会保険協会作成テキスト

「ライフステージにおける社会保険・労働保険」を基に入社・退職時の手続き等について理解を深めていただきます。

本日の進行について

本日用いた、スライド資料は当事務所のホームページよりダウンロードすることができます。

資料は後ほど見返すことができますので、
どうぞリラックスして受講してください。



1. はじめに
- 2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)**
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

入社する時に知っておくこと

定義

被保険者

社会保険に加入している人（従業員）

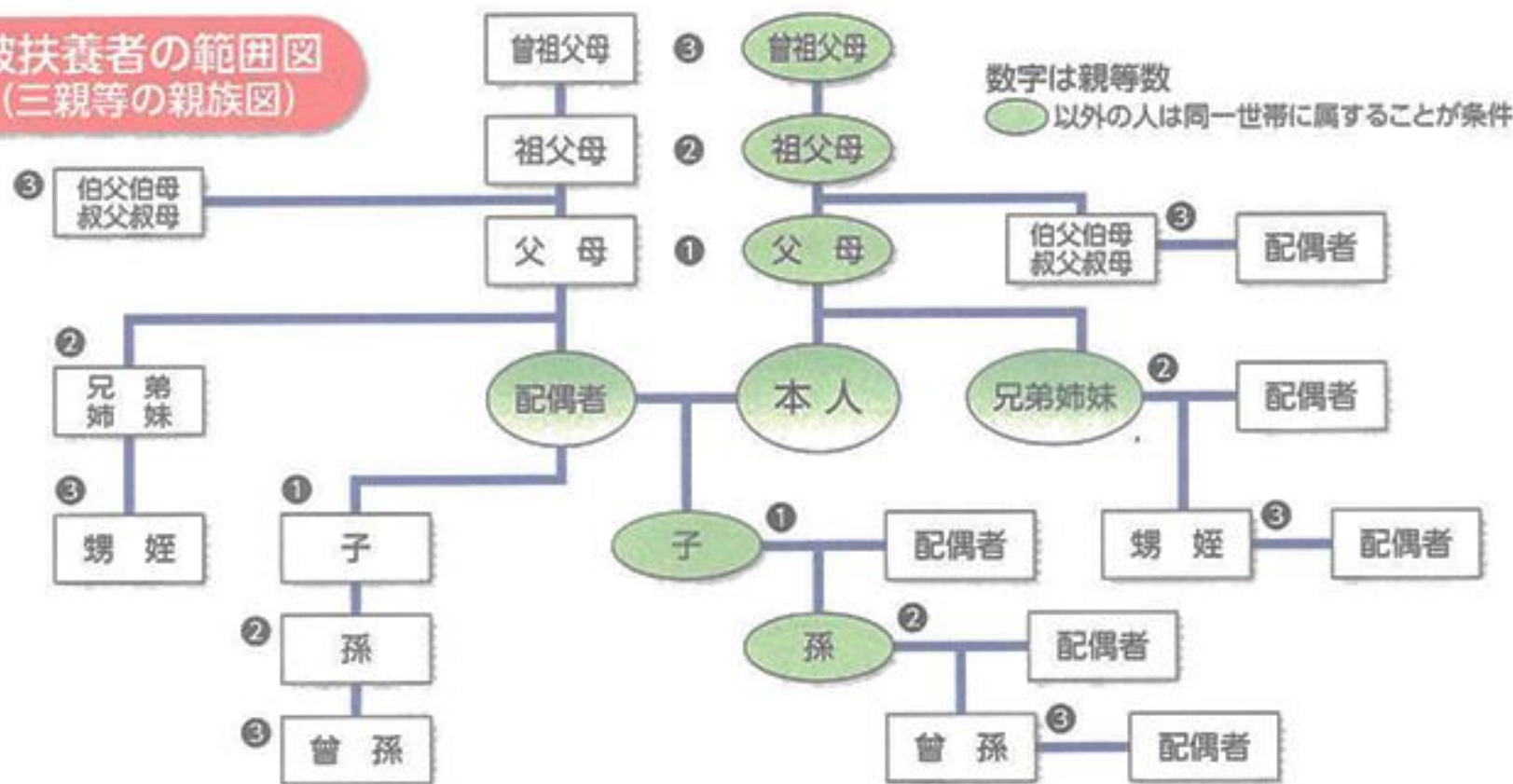
被扶養者

従業員から養ってもらっている配偶者・子ども・両親などが該当します。
一般的にいう「扶養に入る」とは、被扶養者になることを指します。
（従業員から養ってもらっている人）

入社する時に知っておくこと(テキスト3P)

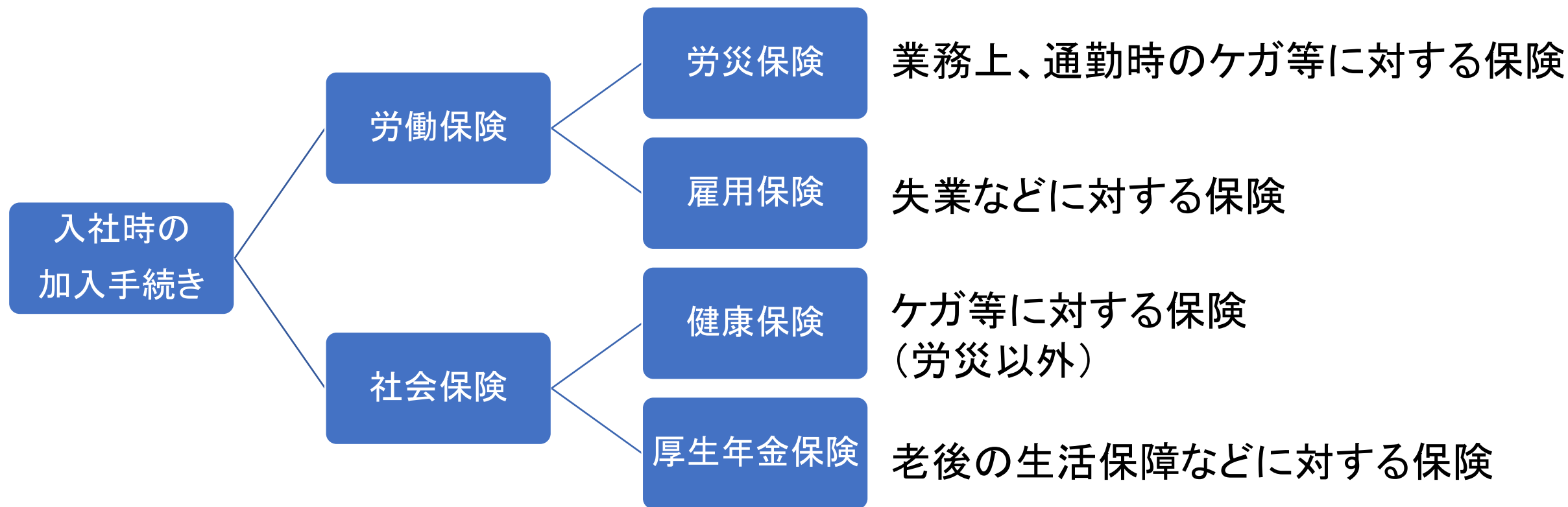
図2-3

被扶養者の範囲図 (三親等の親族図)



入社する時に知っておくこと

会社に入社した際には、社会保険や労働保険に加入する手続きを行います。
4つの保険制度についての概要です。



入社する時に知っておくこと(テキスト2P)

※詳細はテキスト2Pの図2-1を参照してください。

図2-1

保険事故: 保険金などを支払う原因となる出来事

社会保険 ・ 労働保険	保険事故	保険給付を受ける人	
		本人	扶養家族・遺族等
健康保険	労働災害以外の 疾病、負傷、死亡、 出産	療養の給付、入院時食事療養費、 入院時生活療養費、保険外併用療 養費、療養費、訪問看護療養費、 移送費、傷病手当金、高額療養費、 高額介護合算療養費、出産育児 一時金、出産手当金、家族埋葬料	家族療養費、家族訪問看護療養費、 家族移送費、高額療養費、高額介 護合算療養費、家族出産育児一時 金、埋葬料(費)
厚生年金保険	老齢、障害、死亡	老齢厚生年金、障害厚生年金	遺族厚生年金
労災保険	業務上・通勤途 上の負傷、疾病、 障害、死亡	療養(補償)給付、休業(補償) 給付、傷病(補償)年金、障害 (補償)給付、介護(補償)給付	遺族(補償)給付、葬祭料(葬祭 給付)
雇用保険	失業、雇用継続 困難、教育訓練	求職者給付、就職促進給付、教育 訓練給付、雇用継続給付	

入社する時に知っておくこと(テキスト3P)

入社時には、各保険制度に基づき、手続きが必要です。
各保険制度についての提出書類、提出期限は以下の通りです。

図2-2

	なにを	いつまで	どこへ
雇 用 保 険	雇用保険被保険者資格取得届	翌月10日まで	会社管轄のハローワーク
健 康 保 険	健康保険・厚生年金保険 資格取得届（被扶養者が いる場合は、被扶養者異 動届も）	5日以内	会社管轄の事務センター （年金事務所）あるいは 健康保険組合
厚生年金保険			

※労災保険は、入社に際して、個別の手続きは原則不要。

入社する時に知っておくこと

うっかり、手続きおくれちゃった。
どうなってしまうんだろう……。



万が一、提出期限に間に合わなかった場合も、
なるべく早めに手続きしましょう。

入社する時に知っておくこと



手続きが遅れた場合、追加で書類の提出を求められることがあります。

※社会保険や雇用保険の手続きが60日以上遅延した場合

従業員が勤務していたことを証明する賃金台帳や出勤簿の写しを提出しなければなりません。

※入社手続きの遅延が6ヶ月以上に及んだ場合

遅延の理由を記載した「遅延理由書」の提出が必要となります。

入社する時に知っておくこと(テキスト3P)

協会けんぽの被保険者証について

※健康保険法の改正により、2024年12月2日に健康保険証(被保険者証)の発行は終了しました。

ただし、発行済みの健康保険証(被保険者証)は最大1年間(2025年12月1日まで)使用可能です。



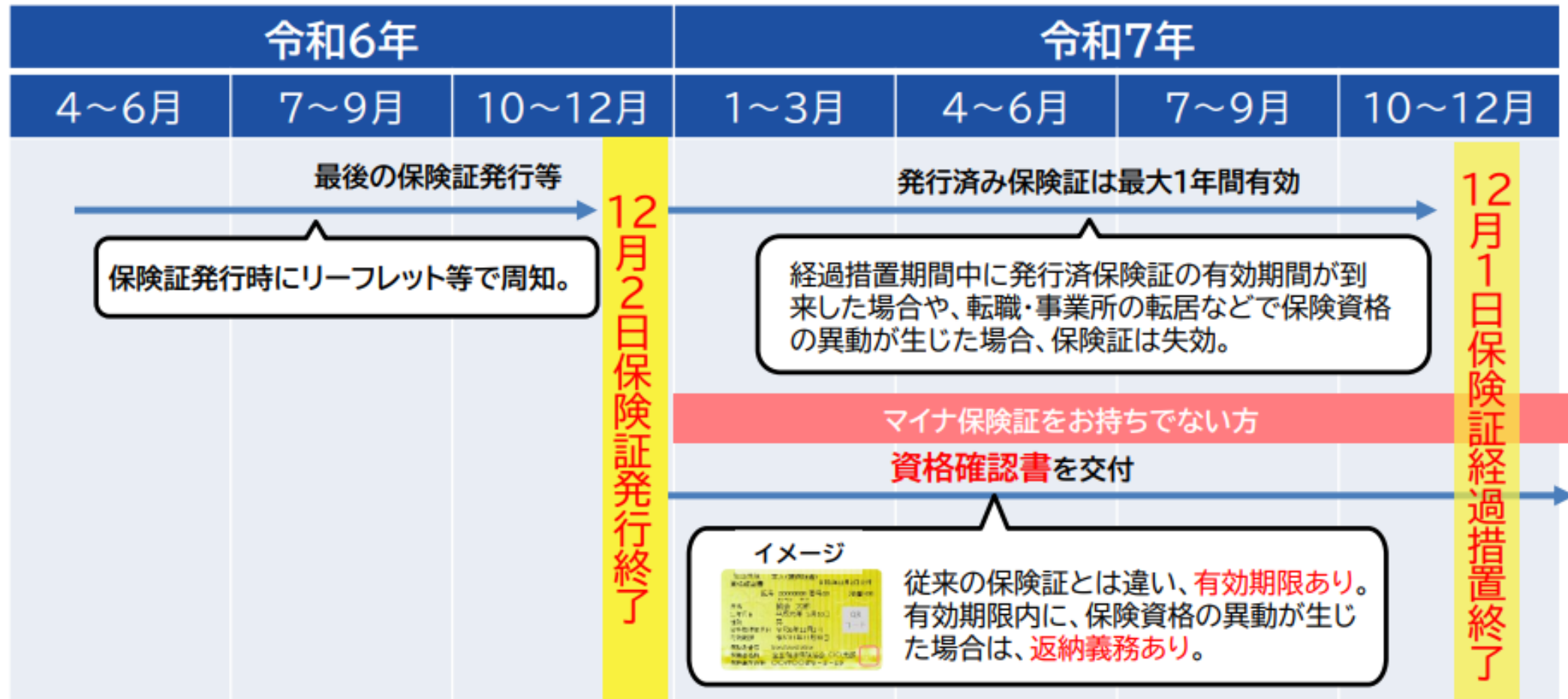
入社する時に知っておくこと(テキスト3P)

協会けんぽ資格確認書とは、

マイナンバーカードを持っていない被保険者及び被扶養者の方に対し交付するもので、資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、被保険者等の資格を確認します。



入社する時に知っておくこと



入社する時に知っておくこと

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日(月)から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

電話番号 0570-015-369

開設時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

(※)マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

(※)協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

対応
言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

入社する時に知っておくこと

マイナンバー制度に関するお問合せ（デジタル庁）

 0120-95-0178（フリーダイヤル）

- 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

1番：マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード・コンビニ等での証明書交付サービス

2番：マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難

3番：マイナンバー制度・法人番号

4番：マイナポータル及びスマホ用電子証明書

5番：マイナンバーカードの健康保険証利用

6番：公金受取口座登録制度・預貯金口座付番制度

受付時間

- 平日 9時30分から20時00分まで
- 土日祝 9時30分から17時30分まで（年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
- 3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)**
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

短時間労働者と社会保険(テキストP27)

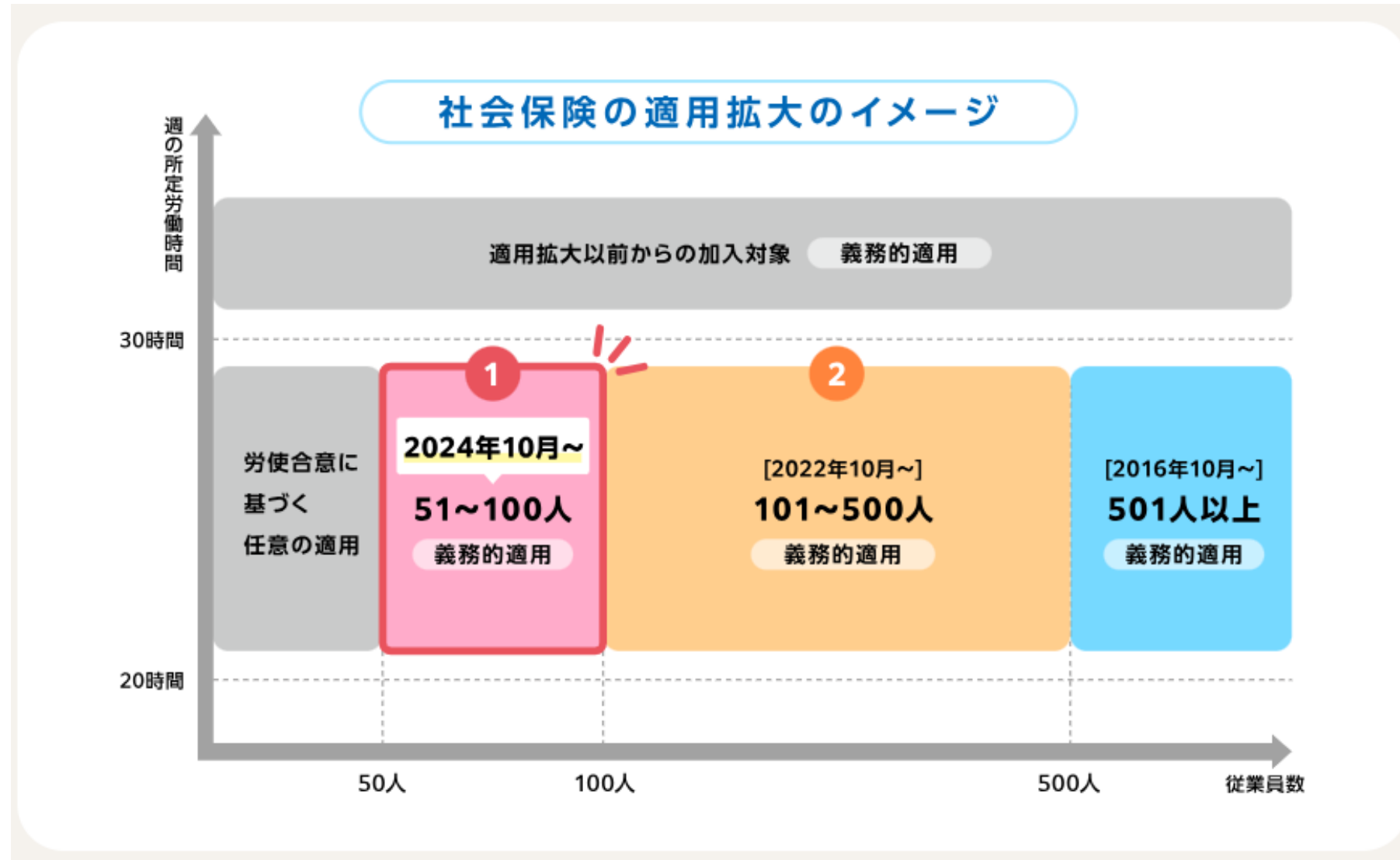
パートタイマーやアルバイト

加入要件に該当していれば、自分の意志に関係なく、社会保険に加入しなければなりません。

テキストP27 図18-1 一部改訂

加入要件	従業員50人以下	従業員51人以上
雇用保険	①1週間の所定労働時間 20時間以上 ②31日以上引き続き雇用されることが見込まれること	
健康保険 厚生年金保険	①1週の所定労働時間が常時雇用者の 4分の3 以上 ②1月の所定労働時間が常時雇用者の 4分の3 以上 週4日程度	①1週の所定労働時間が20時間以上 ②賃金月額が8.8万円以上であること ③学生でないこと 週2.5日程度

短時間労働者と社会保険



厚生労働省
社会保険適用拡大
特設サイトより

短時間労働者と社会保険

従業員数のカウント方法

従業員数は以下の A + B の合計



※従業員には、上記要件を満たす正社員や有期職員等だけでなく、パート・アルバイトも含まれます。

- 原則として、従業員数の基準を常時上回る場合（※）には、適用対象になります。
※厚生年金保険の被保険者の総数が12ヶ月のうち6ヶ月以上基準を超えることが見込まれる場合を指します。
- 法人は、法人番号が同一の全事業所の従業員数を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。

厚生労働省
社会保険適用拡大
特設サイトより

短時間労働者と社会保険(テキストP27)

● 短時間労働者が社会保険へ加入することのメリットは？ (図18-2参照)

(1) 将来もらえる年金が増える

国民年金の基礎年金に上乗せされて報酬比例部分の年金（厚生年金）がもらえます。

(2) 老後の補償だけではない

厚生年金保険に加入中に万一障害状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一死亡した場合にも遺族に「遺族厚生年金」が支給されます。

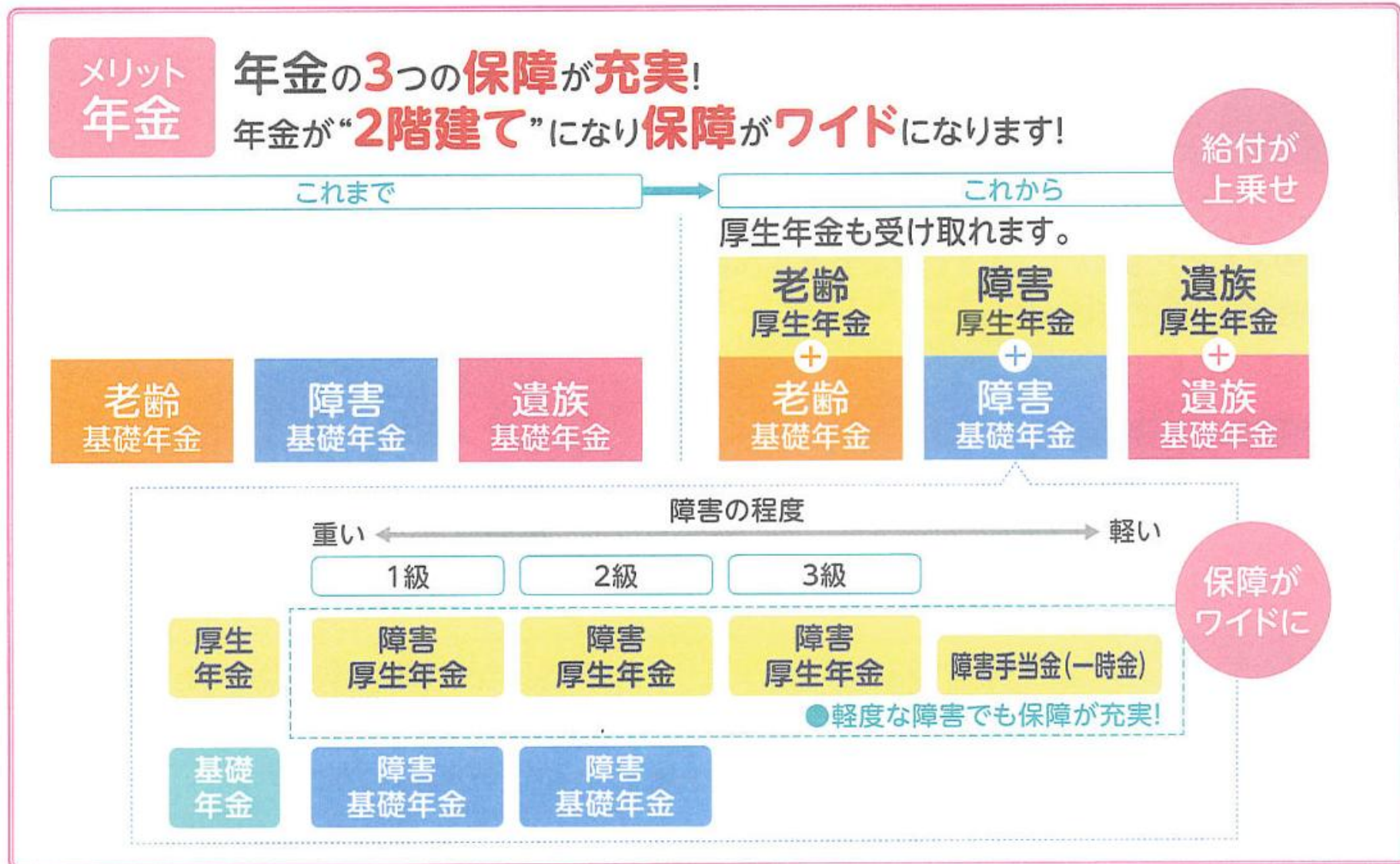
(3) 医療保険の給付も充実

社会保険には、健康保険と厚生年金保険があります。同時に加入しますので、健康保険の保険給付も受給できます。健康保険には、けがや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付（傷病手当金・出産手当金）を受給できます。

(4) 保険料が安くなる人も

社会保険は、会社も被保険者と同じ金額の保険料を負担しています。自分が支払っている保険料の2倍の額を支払っていて、それが将来受給する年金につながります。また、現在自分で国民年金保険料や国民健康保険料を支払っている場合は、社会保険へ加入することで自分が支払う保険料が安くなる場合があります。

短時間労働者と社会保険(テキストP28)



短時間労働者と社会保険(テキストP28)

メリット
医療

あんしんの医療保険がさらに充実!



傷病手当金

病休期間中、
給与の2/3相当を支給



出産手当金

産休期間中、
給与の2/3相当を支給

パート・アルバイトの方

保険料は口座振替から給料天引きに!

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。

なお、保険料の半分は会社が負担します。

これまで → これから

¥ 本人
19,100円/月

¥ 会社
12,500円/月
¥ 本人
12,500円/月

※金額は、年収106万円(月収8.8万円)の例です。

短時間労働者と社会保険(テキストP29)

● 扶養家族が短時間労働者として社会保険に加入する場合の注意点

社会保険の被扶養者として国民年金の第3号被保険者になっている場合、年収基準が130万円未満であったとしても、短時間労働者の社会保険加入要件に該当していれば、必ず社会保険へ加入しなければなりません。

配偶者が勤務している会社から扶養手当等が支給されている場合は、扶養手当等の支払いがストップすることも考えられます（会社が支給する賃金の要件は各会社で判断します）。

社会保険へ加入するかどうかは、自分で選択できません。雇用条件等で判断していきますので、どの条件で働くのかを検討する必要があるかもしれません。

短時間労働者と社会保険

「年収の壁」に関するまとめ

壁の種類		パートタイム労働者本人への影響	パートタイム労働者の配偶者もしくは世帯における影響	
①税金の関わる壁	100万円の壁	住民税の発生		← 手取りに影響なし
	103万円の壁	所得税の発生	配偶者控除（38万円）が適用できなくなる →代わりに配偶者特別控除が適用になる	← 手取りは逆転しない
	150万円の壁		配偶者特別控除が満額（38万円）適用できなくなり、以降、パートタイム労働者の収入によって徐々に減額	← 世帯の手取りは逆転しない
	201万円の壁		配偶者特別控除の対象ではなくなる	← 世帯の手取りは逆転しない
②社会保険に関わる壁	106万円の壁	お勤め先によって社会保険加入の対象 健康保険・厚生年金保険の保険料の支払いが発生		← 手取りに影響あり
	130万円の壁	国民年金・国民健康保険の 保険料の支払いが発生		← 手取りに影響あり
③配偶者手当に関わる壁	主に103万円or 130万円の壁		パートタイムで働く本人の収入により、配偶者が配偶者 手当等の支給対象外となる	← 世帯の手取りに影響あり

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
- 4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)**
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

有期契約労働者と社会保険(テキストP30)

2か月以内の契約期間の場合は、基本的には社会保険には加入することができません。
2か月間の有期契約でも更新基準が設けられていれば、雇入れ日から社会保険に加入します。
※試用期間中も加入させなければなりません。

図19-1 社会保険に加入できない人・できる人

被保険者とされない人	被保険者となる場合
日々雇入れられる人	1カ月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その日から被保険者となる
2カ月以内の期間を定めて使用される人※	2カ月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる場合は、契約当初から被保険者となる
所在地が一定しない事業所に使用される人	いかなる場合も被保険者とならない
季節的業務（4カ月以内）に使用される人	継続して4カ月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となる
臨時的事業の事業所（6カ月以内）に使用される人	継続して6カ月を超える予定で使用される場合は、当初から被保険者となる

※雇用期間が2カ月以内でも①更新される旨・更新される場合がある旨が就業規則等に明示されている、②同一の事業所で、最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績があるという場合は、最初から被保険者になります。

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. **2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)**
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

2つ以上の事業所に勤務することになった 場合には(テキストP24)

兼業・副業等により
2カ所以上の事業所で勤務する皆さまへ



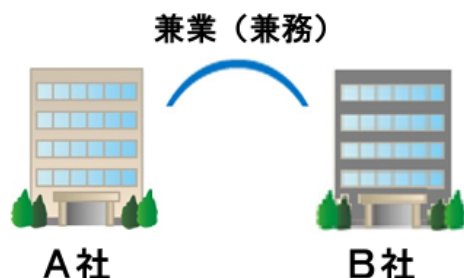
同時に2カ所以上の事業所で勤務する方は、健康保険および厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に関して**日本年金機構へ届出が必要です。**

2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(テキストP24)

Point
1

社会保険は2つ目の会社も加入する必要がありますか？

それぞれの事業所ごとに社会保険の加入要件を満たしているか等を判断されます。



A社、B社それぞれで社会保険の加入要件を満たすと、、、

A社、B社両方で
社会保険に加入することとなります。

例えば、次のような働き方をすることが対象になります。

- ☐ A社およびB社で法人の代表者
- ☐ A社で法人の代表者かつ、B社で正社員として勤務する方
- ☐ A社およびB社で正社員として勤務する方
- ☐ A社およびB社で短時間労働者として勤務し、それぞれの会社で加入要件※を満たす方

※ 加入要件は企業規模によって異なるため、お勤めの事業所に確認してください。

2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(テキストP24)

Point
2

何か手続きは必要ですか？

被保険者本人から「健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を日本年金機構に提出する必要があります。

同時に2カ所以上の事業所で社会保険の加入要件を満たした場合、いずれか1つの事業所を主たる事業所として選択し、管轄する年金事務所または保険者等を決定する必要があります。

- 健康保険組合に加入する事業所を選択する場合は、健康保険組合への届出も必要です。詳細は健康保険組合にお問い合わせください。
- 70歳以上の方は、「厚生年金保険 70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届」の提出も必要です。
- 上記届書に個人番号を記載して提出する場合は、本人確認書類の添付が必要です。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(テキストP24)

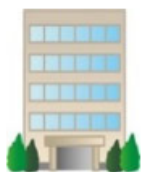
Point
3

健康保険の資格はどうなりますか？

選択した事業所で被保険者資格情報が登録されます。

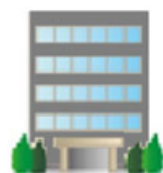
被保険者本人が選択した事業所を管掌する保険者において、資格情報が登録され、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）が利用可能になります。

保険者
全国健康保険協会 東京支部
(協会けんぽ)



A社 **選択した事業所**

保険者
全国健康保険協会 大阪支部
(協会けんぽ)



B社



A社（協会けんぽ東京支部）で資格情報が登録されます。

※すでに協会けんぽの被保険者である方が、引き続き協会けんぽ加入の事業所を選択事業所とする場合、現在の被保険者整理番号から新たな番号に変更となります。マイナ保険証を所有していない等の理由により資格確認書の発行が必要な方は、交付申請手続きなしで協会けんぽから資格確認書を交付しますが、交付に時間を要する場合があります。早期に資格確認書が必要な場合は、協会けんぽに直接、交付申請をお願いいたします。

2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(テキストP24)

Point
4

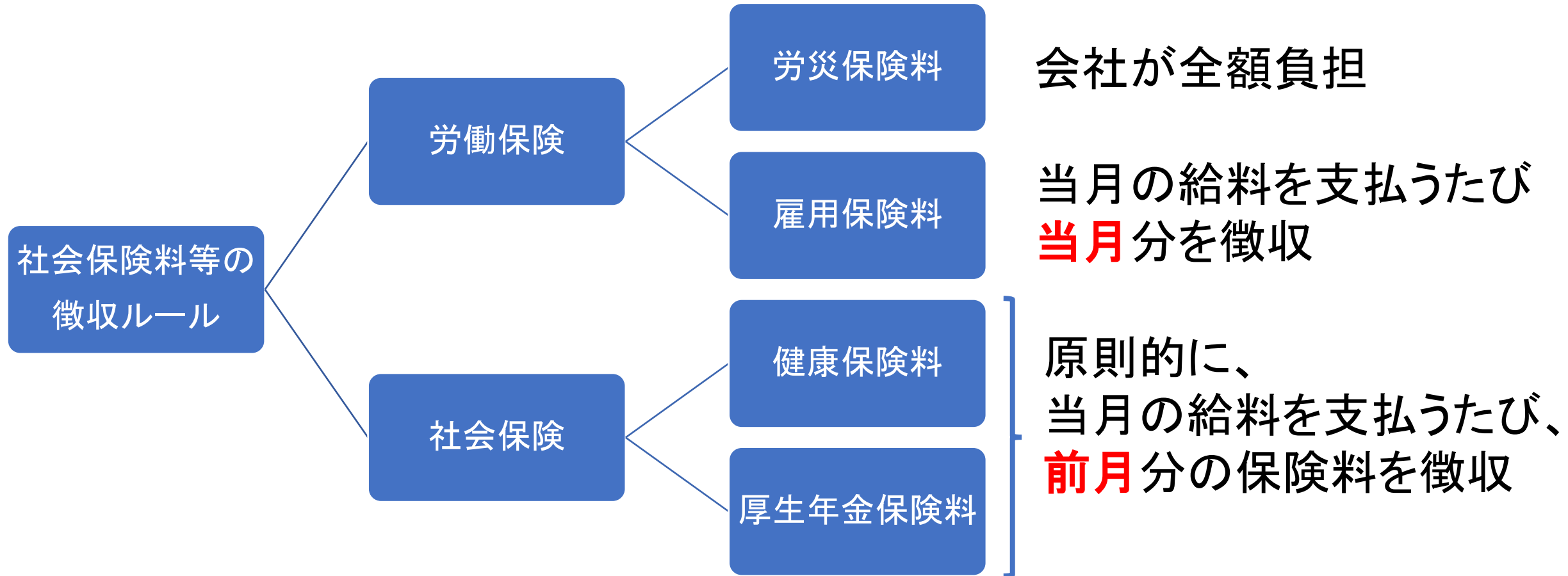
保険料はどうなりますか？

それぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分し決定されます。

それぞれの事業所で受ける報酬月額を合算した月額により標準報酬月額が決定されます。この標準報酬月額に厚生年金保険料率、選択した事業所の健康保険料率をかけた保険料額を、それぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分して決定されます。

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
- 6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)**
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

社会保険料等を徴収するときのルール (テキストP4)

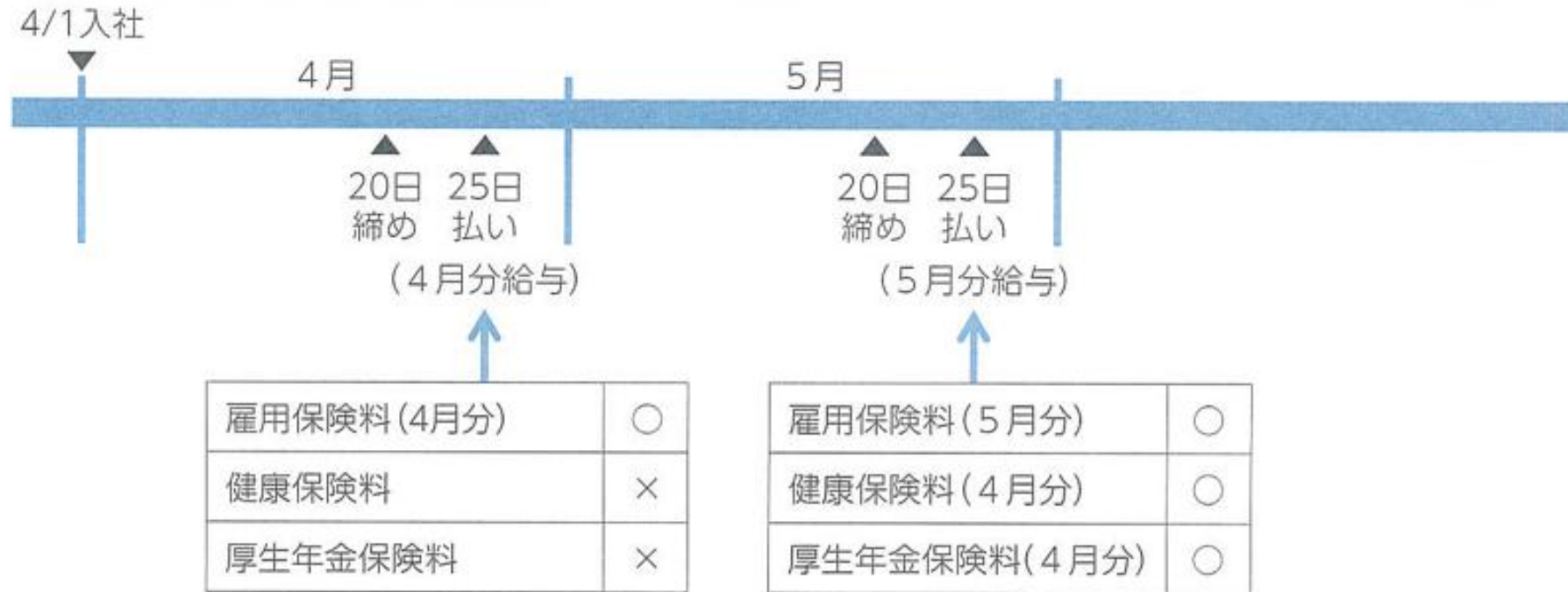


社会保険料等を徴収するときのルール (テキストP4)

図3-1

☆A社の場合(20日締め、25日払い)

当月払い: 給料の締めと支払いが同月におこなわれる



社会保険料等を徴収するときのルール (テキストP4)

☆B社の場合(月末締め月末払い)

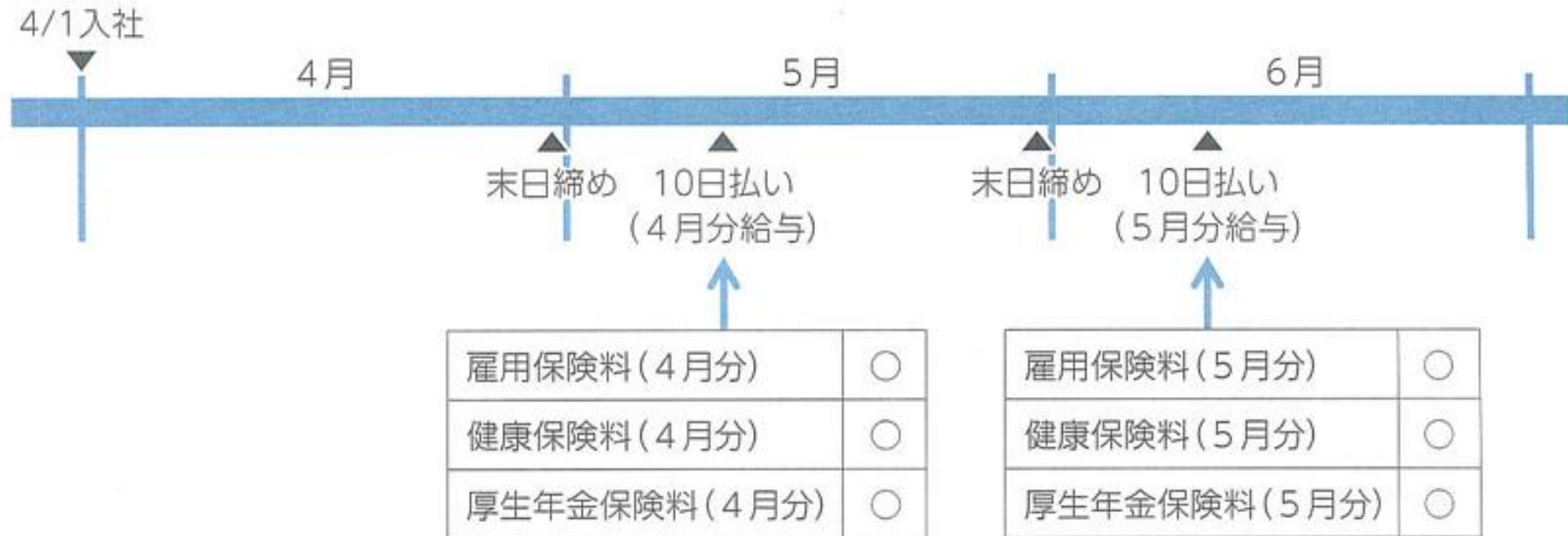
当月払い: 給料の締めと支払いが同月におこなわれる



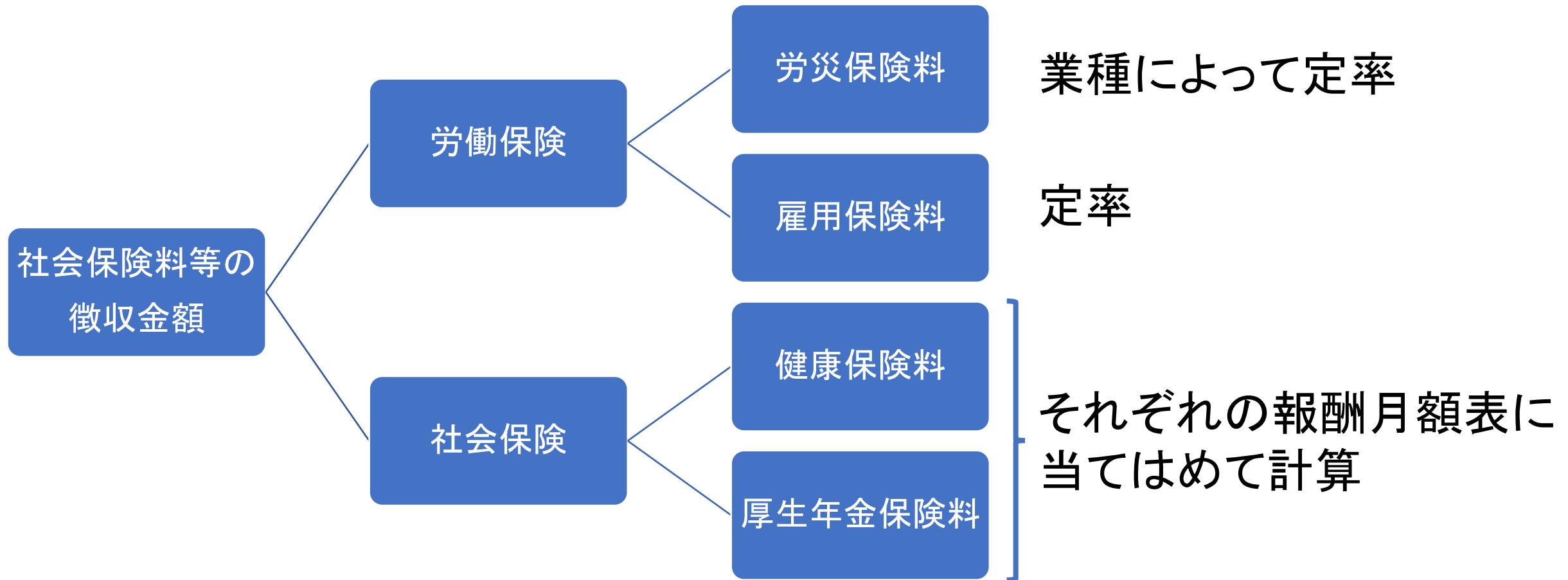
社会保険料等を徴収するときのルール (テキストP5)

☆C社の場合(月末締め翌月10日払い)

翌月払い: 給料を締めた月の翌月に支払いがおこなわれる



社会保険料等を徴収するときのルール



社会保険料等を徴収するときのルール (テキストP5)

● 社会保険料等の決定方法

雇用保険料は、支払う賃金に応じて雇用保険率を乗じて計算した金額を給料から天引します。

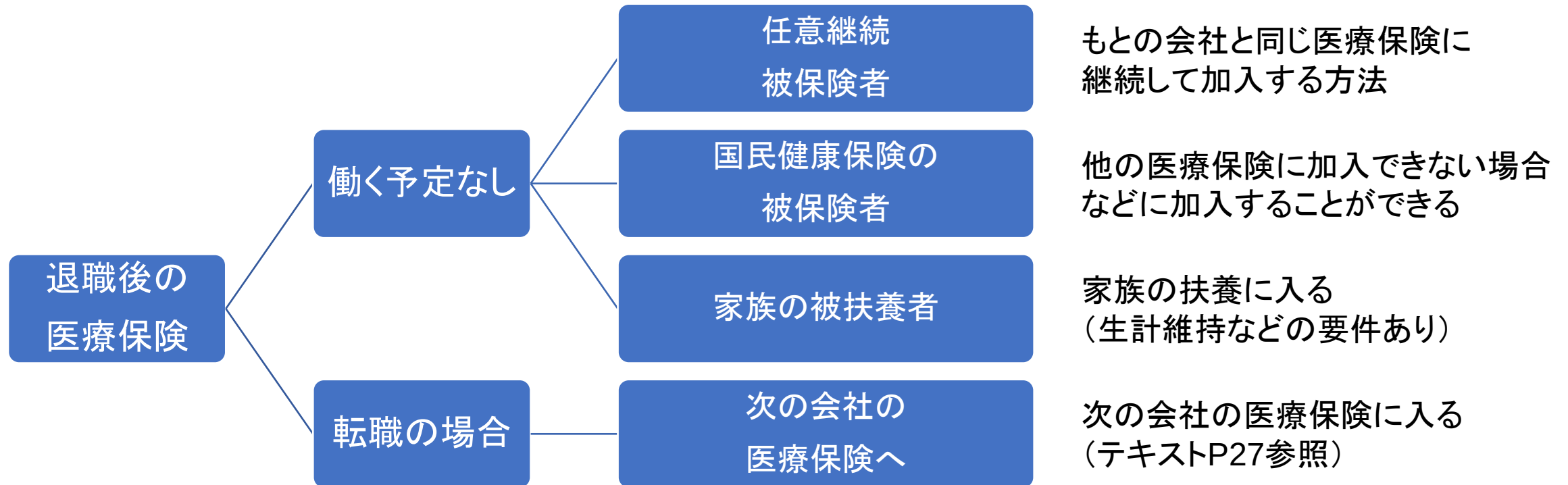
健康保険料と厚生年金保険料は、標準報酬月額に基づいて保険料率を乗じた金額を給料から天引します。

本来、標準報酬月額は、入社時（資格取得時決定）は入社時の契約給料額に応じ、それ以後（定時決定）は、4月・5月・6月の給料額の平均額に応じて、標準報酬月額表にあてはめて決定します。

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. **退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)**
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

退職後の医療保険をどう選ぶか (テキストP36)

退職後の医療保険 概要



退職後の医療保険をどう選ぶか (テキストP36)

図14-1

	要 件	保険給付	保険料	加入する年金制度
任意継続被保険者	①資格喪失日の前日までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること ②資格喪失日から20日以内に申請すること	会社員時代とほぼ同様（ただし、傷病手当金、出産手当金は対象外）	会社員時代の倍額（ただし、負担する保険料額には上限がある）	国民年金の第1号被保険者
国民健康保険の被保険者	他の医療保険に加入できない場合に加入する	健康保険とほぼ同じだが、傷病手当金、出産手当金等の現金給付は、法定任意給付や任意給付とされており、条例等で支給が決定され、地域ごとに異なる	所得割、均等割、資産割、平等割等地域によって異なる 税制上の扶養家族も被保険者となるため、均等割や平等割は被保険者の人数分の負担となる	国民年金の第1号被保険者

退職後の医療保険をどう選ぶか (テキストP36)

図14-1

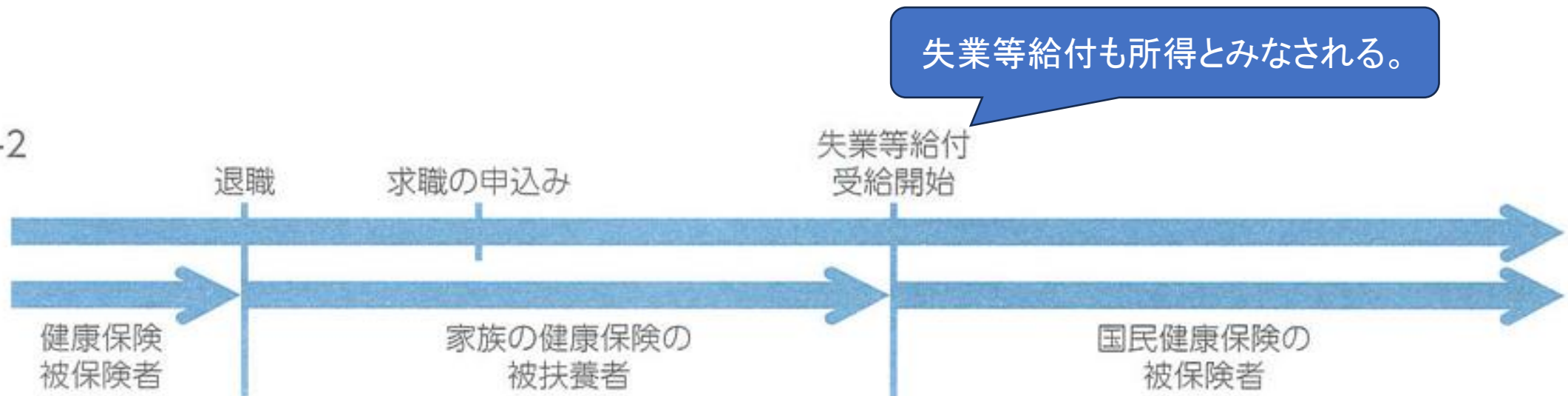
	要 件	保険給付	保険料	加入する年金制度
家族の被扶養者	①被扶養者の範囲を満たしている ②生計維持されている ・被保険者と同居の場合 年収130万円（60歳以上は180万円）未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること ・被保険者と同居していない場合 年収130万円（60歳以上は180万円）未満であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ないこと ③日本国内に住所を有している	家族の保険給付	なし	国民年金の第3号被保険者（被扶養配偶者になった場合）、被扶養配偶者以外であれば国民年金の第1号被保険者

退職後の医療保険をどう選ぶか (テキストP37)

(例1)

退職後、家族の被扶養者→国民健康保険の被保険者

図14-2

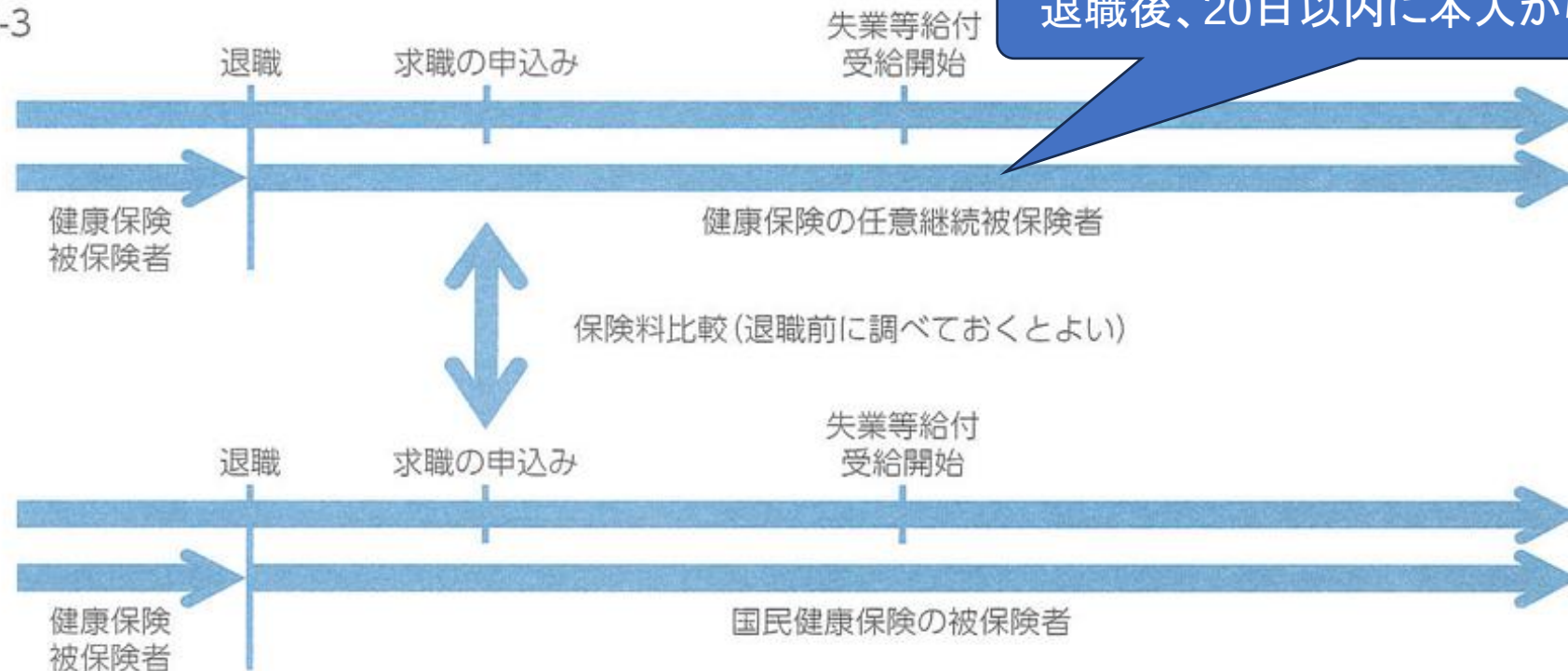


退職後の医療保険をどう選ぶか (テキストP37)

(例1)

退職後、任意継続被保険者 or 国民健康保険の被保険者

図14-3



1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
- 8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)**
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

転職に伴うさまざまな手続き(テキストP38)

● 退職する会社が行う手続き (図15-1参照)

被保険者が会社を辞める場合は、社会保険からの資格を喪失する手続きをしなければなりません。特に雇用保険の場合は、前職の会社から資格喪失届が提出されないと再就職先で雇用保険資格取得届が受理されません。

図15-1

	なにを	どこへ
健康保険・厚生年金保険	被保険者資格喪失届 (被保険者証添付)	会社管轄の事務センター (年金事務所) あるいは健康保険組合
雇用保険	被保険者資格喪失届 離職証明書 (本人が離職票を求めたとき・離職時59歳以上の人)	会社管轄のハローワーク

転職に伴うさまざまな手続き(テキストP38)

● 転職する労働者が準備すること

会社の就業規則を確認します。退職する場合は、いつまでに退職届等を提出するか記載がありますので、会社のルールに沿って届書を提出しましょう。

退職に際し、自分の健康保険証（被扶養者の保険証があればそれも一緒に）を会社に返付します。

転職先の会社では、健康保険・厚生年金保険に加入するために基礎年金番号もしくはマイナンバー（被扶養配偶者がいる場合は配偶者の基礎年金番号もしくはマイナンバー）が必要です。

また、転職前の会社で雇用保険の被保険者証を渡されていると思われるが、転職先の会社では雇用保険被保険者番号をつなげていかなければなりませんので、転職先の会社へ雇用保険被保険者証を提出します。

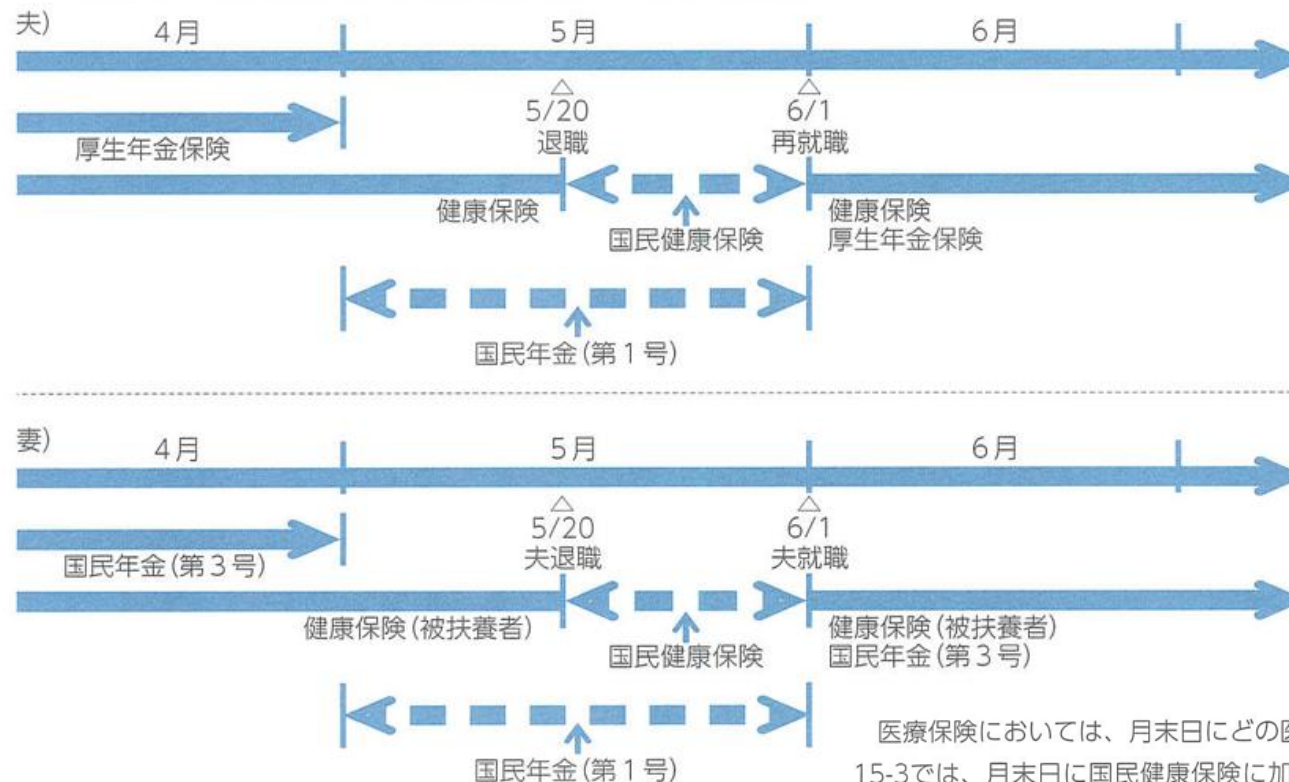
会社が資格取得の手続きを終了すると、健康保険被保険者証や転職先の会社名等が印字されている雇用保険被保険者証が会社から渡されますので、受領します。

転職に伴うさまざまな手続き(テキストP38)

● 退職日と転職日に注意

健康保険・厚生年金保険の資格喪失日は、退職した日の翌日です。退職日と転職日の間に数日でも空白があれば、その間、国民健康保険や国民年金に加入し、保険料納付義務が発生することがあります。

図15-3 5月は国民年金保険料および国民健康保険料の納付義務発生



医療保険においては、月末日にどの医療保険制度に加入しているかで保険料の納付先が違ってきます。図15-3では、月末日に国民健康保険に加入しているため、当該月は国民健康保険料が発生し、国民健康保険の保険者へ納付します。

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
- 9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)**
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

退職時の社保徴収について

①当月末締め当月払い、翌月徴収

→末日退職者は、2か月徴収。末日退職者以外は、1か月徴収

②当月末締め当月払い、当月徴収

→末日退職者は、1か月徴収。末日退職者以外は、徴収無し

③15日締め当月25日払い、翌月徴収

→給与日の前月末日以降の退職者は、1か月徴収。前月末日未満の退職者は、徴収無し

④15日締め当月25日払い、当月徴収

→給与日の当月末日退職者は、1か月徴収。給与日の末日退職者以外は、徴収無し

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
- 10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？**
11. 入社・退職に関するあれこれ
12. 最後に

入社した月に退職をした場合、 保険料はどうなるか？

【健康保険料】

◆資格を取得した日と資格を喪失した日が同月の場合は、
その月分の保険料が必要となりますので、**保険料の還付はありません。**

入社した月に退職をした場合、 保険料はどうなるか？

【厚生年金】

◆厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失した場合は、
厚生年金保険料の納付が必要になります。

◆被保険者負担分の厚生年金保険料は、**退職時**に給与から控除されます。

◆ただし、厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に厚生年金保険の資格又は国民年金(第2号被保険者を除く。)の資格を取得した場合は、先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要となります。

◆この場合、年金事務所から対象の会社あてに厚生年金保険料の還付についてのお知らせを送付します。厚生年金保険料の還付後、被保険者負担分は会社から、被保険者であった方へ還付することになります。

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
- 11. 入社・退職に関するあれこれ**
12. 最後に

入社時に提出が必要な書類の一覧(例)

- a. 身元保証書または緊急連絡先報告書
- b. 住民票記載事項の証明書
- c. 源泉徴収票(入社する年の1月1日から入社までの間に給与所得のあった人に限ります。)
- d. 年金手帳(既に交付を受けている人に限ります。)
- e. 雇用保険被保険者証(既に交付を受けている人に限ります。)
- f. 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- g. 健康保険被扶養者届(被扶養者がいる人に限ります。)
- h. 銀行口座申請書(賃金の口座支払を希望しない人を除きます。)
- i. 貴殿のマイナンバーがわかる以下のいずれかの証明書等のコピー
 - i. 個人番号カード(両面)
 - ii. 通知カードまたはマイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書 + 顔写真付きの身分証明書1点(運転免許証、パスポートなど)
 - iii. 通知カードまたはマイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書 + 顔写真なしの身分証明書2点(健康保険証、年金手帳、資格証明書など)
- j. 健康診断書(直近3か月以内のもの)

その他提出書類

※提出されたマイナンバーに関する情報は、当社規定にそって、源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の諸手続のみに使用します。保管の必要がなくなったときは、速やかに破棄・削除します。

マイナンバーの提出を拒否している従業員がいます。 提出を拒むことはできますか？

従業員は企業へのマイナンバーの提出を拒むことができます。

しかしながら、マイナンバーの記載は法令等に基づく**事業主の義務**です。

企業は、マイナンバーが税や社会保険などの手続きに必要であること説明し、可能な限り提出を求めてください。

それでも、従業員が提出を拒否したときは「マイナンバーの提出拒否についての届出書（任意書式）」を提出してもらい、提出拒否が従業員本人の意思であることを書面で残してください。

マイナンバーの提供が受けられない場合は、提供を求めた経緯などを記録・保存し、企業に過失がないこと証明するための記録を残すことが重要です。

これにより、義務違反でないことを明確にしておく必要があります。

退職時(後)に渡すもの・回収するもの・提出してもらうもの等について(例)

◆退職当日までに回収するもの

- ・健康保険被保険者証(本人及び扶養家族)
- ・社員証やIDカードなど身分証明書類品、貸与品

◆提出してもらうもの

- ・退職届(離職理由を書いたもの)

◆住民税一括徴収について

6月~12月の間に退職する方で、住民税の残額について一括徴収の希望があれば一括徴収します。連絡がない場合は普通徴収とします。なお、1月~4月の間に退職する場合は、原則として一括徴収とします。

退職時(後)に渡すもの・回収するもの・提出してもらうもの等について(例)

◆退職時(後)に渡すもの

- ・雇用保険資格喪失届
- ・離職票-1、-2※
- ・源泉徴収票
- ・健康保険被保険者資格喪失確認通知書※
- ・退職証明書※
- ・雇用保険被保険者証(取得時に交付していない場合)

※は従業員から希望があった場合のみ

従業員の退職後は、連絡がとりにくなる場合もあるので、退職日まで必要事項を整理し確認しておきましょう。

退職が決まっている従業員がいます。残っている有給休暇を買い取らなければなりませんか？

有給休暇の買い取りは原則できません。

ただし、退職日が決まっており、退職の申出から退職日までのあいだに有給休暇の残日数分の出勤日がなく、有給休暇を取得しきれなかったときは、企業が取得しきれなかった有給休暇を買い取ることは可能です。

退職者と競業避止義務の特約を結んだ場合、同業他社への転職を規制できますか？

競業避止義務について定めた規定や特約があったとしても、同業他社への転職を完全に規制することはできません。

退職後の競業行為の規制は、憲法の定めた職業選択の自由を直接侵害するため、裁判では競業制限の期間や地域、職種を最小限にとどめることが求められる傾向にあります。

よって、退職者と競業避止に関する特約を結んだとしても、職業選択の自由を制限しなければならない程の必要性に欠ける転職制限は、無効となる可能性が高いです。

1. はじめに
2. 入社する時に知っておくこと(入社手続き)
3. 短時間労働者と社会保険(入社手続き)
4. 有期契約労働者と社会保険(入社手続き)
5. 2つ以上の事業所に勤務することになった場合には(入社手続き)
6. 社会保険料等を徴収するときのルール(入社手続き)
7. 退職後の医療保険をどう選ぶか(退職手続き)
8. 転職に伴うさまざまな手続き(退職手続き)
9. 退職時の社保徴収について(退職手続き)
10. 入社した月に退職をした場合、保険料はどうなるか？
11. 入社・退職に関するあれこれ

12. 最後に

最後に

手続き等の労務管理について、困ったとき、どうするか

	メリット	デメリット
他社の人事担当者に聞く	・関係性ができていれば、とてもハードルが低い。 ・悩みを共有できる。 ・お金がかからない	・法改正等の対応漏れリスク ・相談相手により知識や経験のバラツキがある
行政機関に問い合わせる	・正確な情報を得ることができる。 ・お金がかからない。	・法改正等の対応漏れリスク ・担当部署が複数に渡っているため、内容によって複数部署に問い合わせる必要がある場合も。
社労士に依頼する	・正確に手続きを行ってくれる。 ・法改正対応漏れリスクがない。 ・社内手続きに必要な書類等を持っている。	・お金がかかる

最後に

何はともあれ、情報収集が一番大切です。

私は、福岡県社会保険協会の事業活用をおすすめします。

社会保険事務講習や「社会保険ふくおか」

→基礎的な社会保険事務手続きや法改正について

福利厚生や交流事業

→社内や社外の人的ネットワークの形成

最後に

皆様の事業の発展をお祈り申し上げます。

ご清聴、ありがとうございました。

ご質問やご不明点がございましたら、下記メールアドレスにご連絡ください。

medical.unite.labo@gmail.com